

2012年12月20日

公益財団法人 日本サッカー協会
2012年度 第9回理事会

協議事項

1. プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 改正の件
(協議) 資料No.1
2. サッカーファミリー登録料免除措置 期間延長の件
<p>東日本大震災の影響により被災された J F A 登録者に対する、登録料免除並びに資格の休止措置対応等の措置を 2013 年度も継続したい。</p> <p>◇対象：東日本大震災において被災された登録者。</p> <p>被災して避難のために他都道府県へ転居している方を含め、各都道府県サッカー協会の裁量に基づく。</p> <p>◇免除対象項目：</p> <p><u>チーム、監督、機関誌購読料、選手、フットサル個人、審判(2014年度分)、指導者、役員</u></p> <p>◇免除額：各登録料のうち、J F A 登録料にあたる額</p> <p>◇各登録料免除の対応方法：</p> <p><u>1) チーム登録料 免除</u></p> <p><u>2) 監督登録料 免除</u></p> <p><u>3) 機関誌購読料 免除</u></p> <p><u>4) 選手登録料 免除</u></p> <p>上記4件の対応は、2012年度と同様、各都道府県サッカー協会より、免除対象チーム（監督）／選手を J F A へ申請いただき、当該チーム／（監督）／選手に対しては、各都道府県サッカー協会への登録料及び機関誌購読料の請求は行わない。</p> <p><u>5) フットサル個人登録料 免除</u></p> <p>2012年度と同様、対象者は直接個人でKickOffへの申請を行わず、各都道府県サッカー協会指定の申請書により手続きを行い、事務局にて代行申請を行う。申請のあった対象者分については、各都道府県サッカー協会への登録料請求は行わない。</p> <p><u>6) 審判登録料 免除 (2014年度分に適用)</u></p> <p>各都道府県サッカー協会では被災地専用の講習会を KickOff 上に設定する。審判員等は KickOff を利用して申込みするが、支払いは行わず、講習会場で減免された額を別途支払う。講習会の担当者は(あるいは講習会単位でまとめて J F A に報告)は審判員等のデータを「支払い済み」に変更するとともに、J F A に必要な情報を連絡する。</p> <p>※2013年度への更新（*特別措置対応の延長）については、別途ご案内を予定。</p> <p><u>7) 指導者登録料 免除</u></p> <p>登録料の引き落としを行わない。</p> <p>既に引き落とし済みの対象者に対しては、返金手続きを行う。</p> <p>その他実施予定：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフレッシュポイント獲得期間の延長（リフレッシュポイント未達による失効者対象） <p>震災の影響によりリフレッシュポイントを規定期間に獲得できなかった方に対し、リフ</p>

レッシュポイントの獲得期限を6か月間延長する。

- ・資格の休止措置（登録料未納による失効者対象）

震災の影響により期日までに指導者登録料を支払うことができず資格を失効してしまった方に対し、後日所定の申請を行い、登録料を支払うことで失効扱いにせずライセンスを更新する。

8) 役員登録料 免除

各都道府県サッカー協会において、対象者への登録料の請求は行わない。

※参考データ：2012年度11月末時点 登録料免除実績

協会名	免除申請数						免除額計
	チーム	機関誌	監督	選手	フットサル	役員	
青森県	0	0	0	9	0	0	¥11,500
岩手県	54	54	17	1,433	295	0	¥2,238,800
宮城県	164	164	101	4,526	472	0	¥7,256,000
山形県	0	0	0	14	0	0	¥12,000
福島県	109	109	29	3,283	526	6	¥4,466,900
新潟県	0	0	0	14	0	0	¥17,600
静岡県	2	2	0	46	0	0	¥52,300
総計	329	329	147	9,325	1,293	6	¥14,055,100

3. サッカーボール等の検定制度ガイドラインの件

(協議) 資料No.2①②

本協会は戦前の会報誌「蹴球」において、競技会で使用する試合球を大日本蹴球協会「公認球」又は「公認指定球」などとして明記をしていた。その後1980年に「検定制度」を導入し、「検定マーク」を付与することで品質の向上を促進し、競技の公平性と競技者の安全性を確保してきた。

今回、検定制度の運用についてガイドラインを整備し、製造メーカーや消費者へより明確に周知することを目的として以下の通りにガイドラインを作成したい。

ガイドライン作成ポイント

- (1) 本検定の目的を明確に示す
- (2) 本検定の対象となるボールを明らかにする。
(サッカー、フットサルおよびビーチサッカーの3球種)
- (3) 国内の公式競技会においては、主催者に対して検定球の使用を義務付ける。
- (4) 競技規則上に明記のある「FIFA承認」ボールとの関係を明確にする。

4. JFAロングパイル人工芝ピッチ公認（新規）の件

(新規)

- (1) 公認申請者：秋田県男鹿市（オガン）

施設名：男鹿総合運動公園多目的広場

施設所有者：男鹿市長 渡部 幸男（ワタナベ ユキオ）
 ロングパイル人工芝：ドリームターフ（PT2040RS+ SSL） / 積水樹脂㈱
 公認期間：2012年12月20日～2015年12月19日
 公認番号：第134号

<特記事項>

- ◆ ドリームターフ（PT2040RS+ SSL） / 積水樹脂㈱は製品検査（ラボテスト）を完了し、J F Aロングパイル人工芝基準を満たしている。
- ◆ 公認規程に基づき2回の検査（フィールドテスト）を実施し、J F Aロングパイル人工芝基準を満たしている。

(2)公認申請者：鳥取県大山町(ダイセンチョウ)

施設名：夕陽の丘神田 第二多目的広場
 (ユウヒノオカカンダ ダイニタモクテキヒロバ)

施設所有者：大山町長 森田 増範（モリタ マスノリ）
 ロングパイル人工芝：モンドターフ NSF（Monofibre 3NX 50 AE STAR THERMO FTS K45） / クリヤマ(株)
 公認期間：2012年12月20日～2015年12月19日
 公認番号：第133号

<特記事項>

- ◆ モンドターフ NSF（Monofibre 3NX 50 AE STAR THERMO FTS K45） / クリヤマ(株)は製品検査（ラボテスト）を完了し、J F Aロングパイル人工芝基準を満たしている。
- ◆ 公認規程に基づき2回の検査（フィールドテスト）を実施し、J F Aロングパイル人工芝基準を満たしている。

5. 審判員とのプロフェッショナル契約の件

(協議) 資料No.3

以下の13名の審判員とプロフェッショナル契約を締結したい。
 契約期間は、2013年2月1日～2014年1月31日。全審判員、2012年に続いている契約となる。
 年齢は2013年1月1日現在。リストは年齢順。

【主審】

- ①吉田 寿光（ヨシダ トシミツ） 1963年8月29日生 49歳
- ②村上 伸次（ムラカミ ノブツグ） 1969年5月11日生 43歳
- ③扇谷 健司（オオギヤ ケンジ） 1971年1月3日生 41歳
- ④西村 雄一（ニシムラ ユウイチ） 1972年4月17日生 40歳
- ⑤松尾 一（マツオ ハジメ） 1972年9月26日生 40歳
- ⑥家本 政明（イエモト マサアキ） 1973年6月2日生 39歳
- ⑦東城 穰（トウジョウ ミノル） 1976年8月30日生 36歳
- ⑧佐藤 隆治（サトウ リュウジ） 1977年4月16日生 35歳
- ⑨飯田 淳平（イイダ ジュンペイ） 1981年8月14日生 31歳
- ⑩木村 博之（キムラ ヒロユキ） 1982年1月30日生 30歳

<p>【副審】</p> <p>①名木 利幸 (ナギ トシユキ) 1971年11月29日生 41歳 ②大塚 晴弘 (オオツカ ハルヒロ) 1975年4月11日生 37歳 ③相樂 亨 (サガラ トオル) 1976年6月25日生 36歳</p>
<p>6. 審判指導者との契約の件</p> <p>(協議) 資料No.4</p> <p>以下の2名と審判指導者としての契約を更新したい。</p> <p>①柏原 丈二 (カシハラ ジョウジ) 役 職：審判トレーニングセンター・ダイレクター 生年月日：1963年4月19日生 (49歳) 契約期間：2013年1月1日～2013年12月31日 (1年間) 業 務：審判トレセン (ダイレクター)、レフェリーカレッジに関わる指導、審判評価他</p> <p>②山岸 貴司 (ヤマギシ タカシ) 役 職：レフェリー・フィットネス インストラクター 生年月日：1967年7月17日生 (45歳) 契約期間：2013年2月1日～2015年1月31日 (2年間) 業 務：審判員のフィジカルトレーニングの作成指導、審判員の医学的情報の収集管理他</p>
<p>7. 2012/2013年サッカー競技規則改正の件</p> <p>(協議) 資料No.5</p> <p>国際サッカー評議会年次事務会議が2012年10月2日開催され、回状 no. 1315 および2012年7月5日の特別会議において年次事務会議に指示された通り、別紙の競技規則改正が承認された。2012/2013年のサッカー競技規則改正は別紙のとおり。</p>
<p>8. プレジデント・ミッションの件</p> <p>2013年度以降の「M5. エリート養成システムの確立」の支援制度について</p> <p>2012年度より育成・強化に関わる事業への補助金制度を包括にさせ、47FAに交付する仕組みとしてきたが、2013年度も継続したい。</p> <p>(1) 内容</p> <p>①対象期間：2013年4月1日～2014年3月31日 ②予 算：115,000千円</p> <p>(2) 目的</p> <p>「M5. エリート養成システムの確立」関連活動 (一貫指導体制構築やユースダイレクターならびにユース部会の活動等) の更なる推進</p> <p>包括2年目を迎え、支援制度の趣旨に合致した取り組みを行えているかの状況をしっかり検証する。</p>